



諮問第3102号
平成30年3月23日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第21条第1項の規定に基づき、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対して適用する基準料金指数を、別紙のとおり設定することとしたい。

については、同法第169条第2号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

別紙

特定電気通信役務の種別 (電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 第19条の4)	東日本電信電話 株式会社	西日本電信電話 株式会社
音声伝送役務 (第1号)	94.4	94.4
音声伝送役務であって第一種指定端末系 伝送路設備のみを用いて提供されるもの (第2号)	101.9	101.9

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式
会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の
設定について

(諮問第3102号)

<目 次>

1 報告書(案)	4
2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話 株式会社の提供する特定電気通信役務の基準 料金指数の設定について	5
3 参考資料	8

平成30年5月9日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 新 美 育 文 殿

基 本 料 等 委 員 会
主 査 関 口 博 正

報 告 書 (案)

平成30年3月23日付け諮問第3102号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数は諮問のとおり設定することが適当と認められる。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する 特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

1. 背景

総務大臣は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第21条第1項に基づき、利用者の利益に及ぼす影響が大きい特定電気通信役務に関する料金について、その種別ごとに能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると思われる水準の料金を料金指数により設定し、その料金指数を基準料金指数として、その適用する日の90日前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知することとしている。

基準料金指数は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「規則」という。)第19条の5第1項に定める次式により算定することとし、同条第2項に基づき適用期間は毎年10月1日から1年間としている。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込率(以下「X値」という。)は、同条第4項に基づき3年ごとに現在の生産性に基づく将来の原価及び利潤並びに今後の生産性向上を見込んだ将来の原価及び利潤から算定することとしている。現在のX値の有効期間は平成30年9月末までであることから、平成30年10月から平成33年9月末の間で適用する次期X値を新たに算定する必要がある。

次期X値の算定に当たっては、総務省において平成29年12月より「上限価格方式の運用に関する研究会」(座長:辻正次 神戸国際大学教授)を計4回開催し、X値の考え方について整理を行い、X値=0.2%を採用することとされた。

2. 諮問事項

特定電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本・西日本」という。)に対して平成30年10月から適用する基準料金指数※1を以下のとおり設定することについて、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問を行うものである。

区分(バスケット)	H29. 10~H30. 9	H30. 10~H31. 9
音声伝送バスケット※2	94.1	94.4
加入者回線サブバスケット※3	101.6	101.9

※1… 平成12年4月の料金水準を100とする。基準料金指数の算定に当たっては、消費者物価指数変動率:0.5%、生産性向上見込率(X値):0.2%、外生的要因:なし、として算定している。

※2… 規則第19条の4第1号に定められる電気通信役務の種別。具体的には、NTT東日本・西日本が提供する加入電話・ISDNの基本料・通話料等、公衆電話の通話料等を指す。

※3… 規則第19条の4第2号に定められる電気通信役務の種別。具体的には、NTT東日本・西日本が提供する加入電話・ISDNの基本料・施設設置負担金を指す。

【参照条文】

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（特定電気通信役務の料金）

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができる認められる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
- 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5～7 （略）

（審議会等への諮問）

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 （略）

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、（以下、略）

三・四 （略）

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（特定電気通信役務の種別）

第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務
- 二 データ伝送役務
- 三 専用役務

（特定電気通信役務の種別）

第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。

- 一 音声伝送役務
- 二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備（第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供されるもの

（基準料金指数の算定方法等）

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

基準料金指数＝前適用期間の基準料金指数×（1＋消費者物価指数変動率－生産性向上見込率＋外生的要因）

2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。

3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直前に終わる国の会計年度（次条において「基準年度」という。）又は暦年における消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率とする。

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込率算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。

6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

（料金指数の算出方法）

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

料金指数＝ $(\sum P_{ti} S_i \div \sum P_{oi} S_i) \times 100$

P_{ti} は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P_{oi} は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で P_{ti} に対応するもの

S_i は、 P_{ti} が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。

（基準料金指数の通知期間）

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。

参考資料

∞

1. プライスキャップ制度の概要
2. 「上限価格方式の運用に関する研究会」報告書 概要

1. プライスキャップ制度の概要

上限価格方式（プライスカップ制度）について①

上限価格方式とは

- ・料金水準を規制する手法の一つ。
- ・行政が物価上昇率、生産性向上率、費用情報等に基づき上限価格をあらかじめ設定し、上限価格方式による料金規制の対象となるサービスを提供する電気通信事業者は、その料金水準が上限価格以下であれば、自由に料金設定を可能とするもの。
- ・上限価格方式は、電気通信事業者が料金水準を上限価格以下に維持し、コストを低減できれば、その分だけ超過利潤を得られるということから自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える、いわゆる「インセンティブ規制方式」の一つ。

導入の経緯

- ・電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野（加入者回線設備を用いるもの）では、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移。
- ・こうした状況に鑑み、市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であることが想定されるサービス（指定電気通信役務）のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス（特定電気通信役務）に対し、料金水準の上限（基準料金指数）を定めることにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、平成12年（2000）10月から上限価格方式（プライスカップ制度）を導入。

プライスカップ制度の対象サービス（特定電気通信役務）

- ・NTT東日本・西日本が提供する音声伝送サービス（加入電話、ISDN、公衆電話）
- ・個別のサービスごとではなく、上限価格の対象役務種別のバスケットで基準料金指数を設定

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN（市内、県内市外通話料）、公衆電話（通話料）、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN（基本料、施設設置負担金）

プライスカップ制度の対象サービスの料金設定

- ・NTT東日本・西日本の実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定が可能。
- ・基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

上限価格方式（プライスカップ制度）について②

基準料金指数

- ・能率的な経営の下における適正な原価や物価その他の経済事情を考慮して設定する料金水準。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{CPI} - \text{X値} + \text{外生的要因※})$$

※外生的要因：消費税率や法人税率の変更等事業者の管理を超えたところで発生するコストの変化

- ・基準料金指数は、平成12年(2000)4月の料金水準を100として毎年算定し、毎年10月から1年間適用。
適用開始日の90日前までにNTT東日本・西日本に通知(電気通信事業法第21条)。

生産性向上見込率(X値)

- ・基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込率(X値)については、3年ごとに生産性の伸びやコスト動向をもとに算定。
(現在適用されているX値の適用期限は、平成30年(2018)年9月まで。)
- ・X値については、「上限価格方式の運用に関する研究会」において算定(今回は平成30年(2018)年10月から3年間適用されるX値を算定)。

(参考)

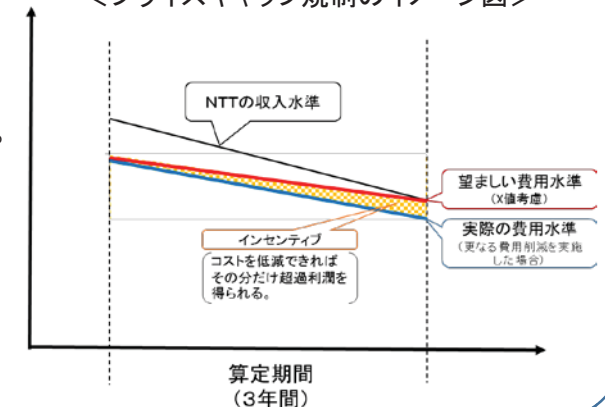
- ・プライスカップ制度の運用に当たっては、3年ごとに生産性向上見込率(X値)を設定し、当該X値を用いて基準料金指数を設定している。
X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{X値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}$$

- ・これを、左辺をX値として整理すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入等の予測値からX値を算定

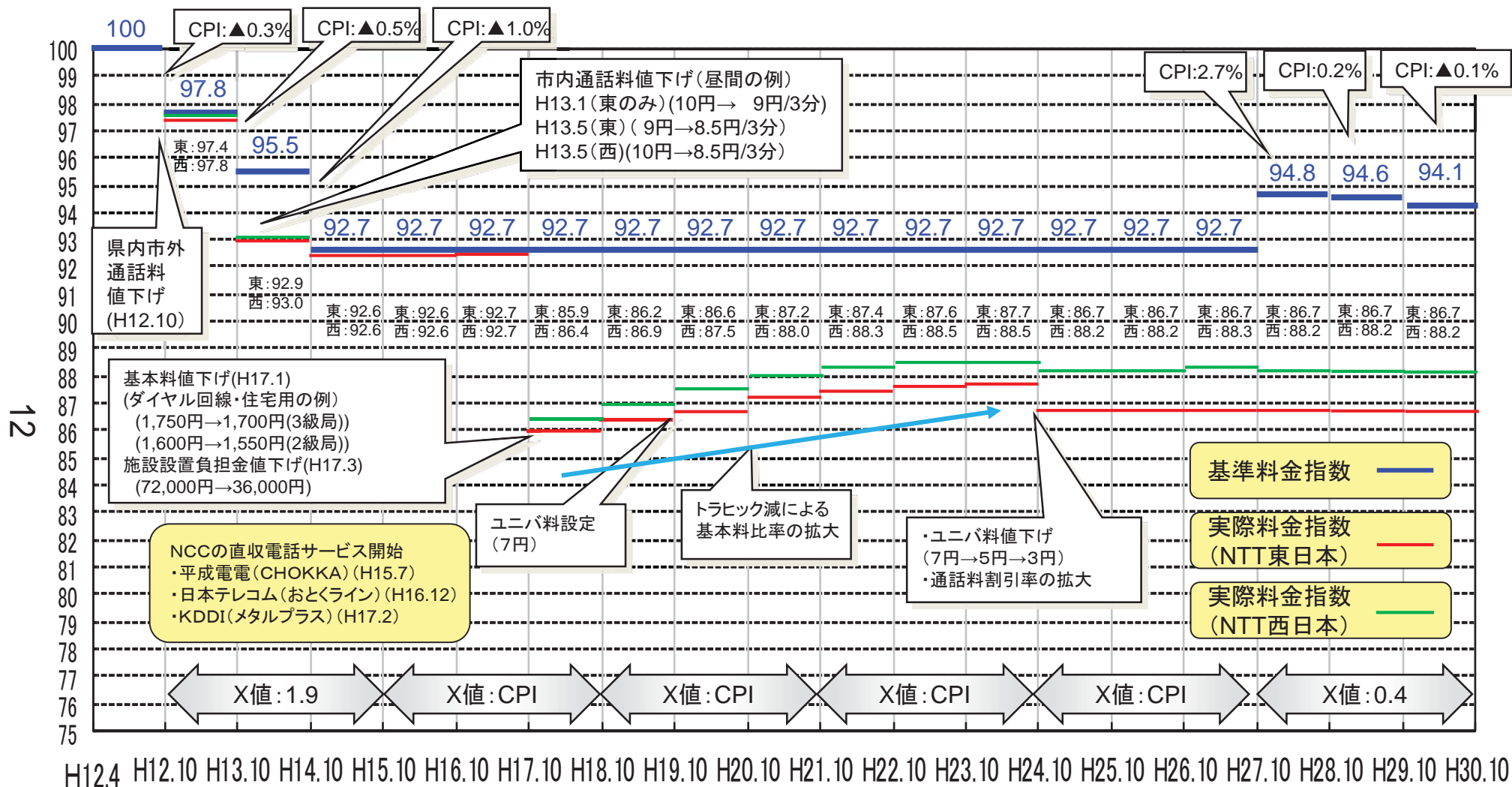
$$\text{X値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

<プライスカップ規制のイメージ図>



基準料金指数と実際料金指数の推移 ① (音声伝送バスケット)

※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



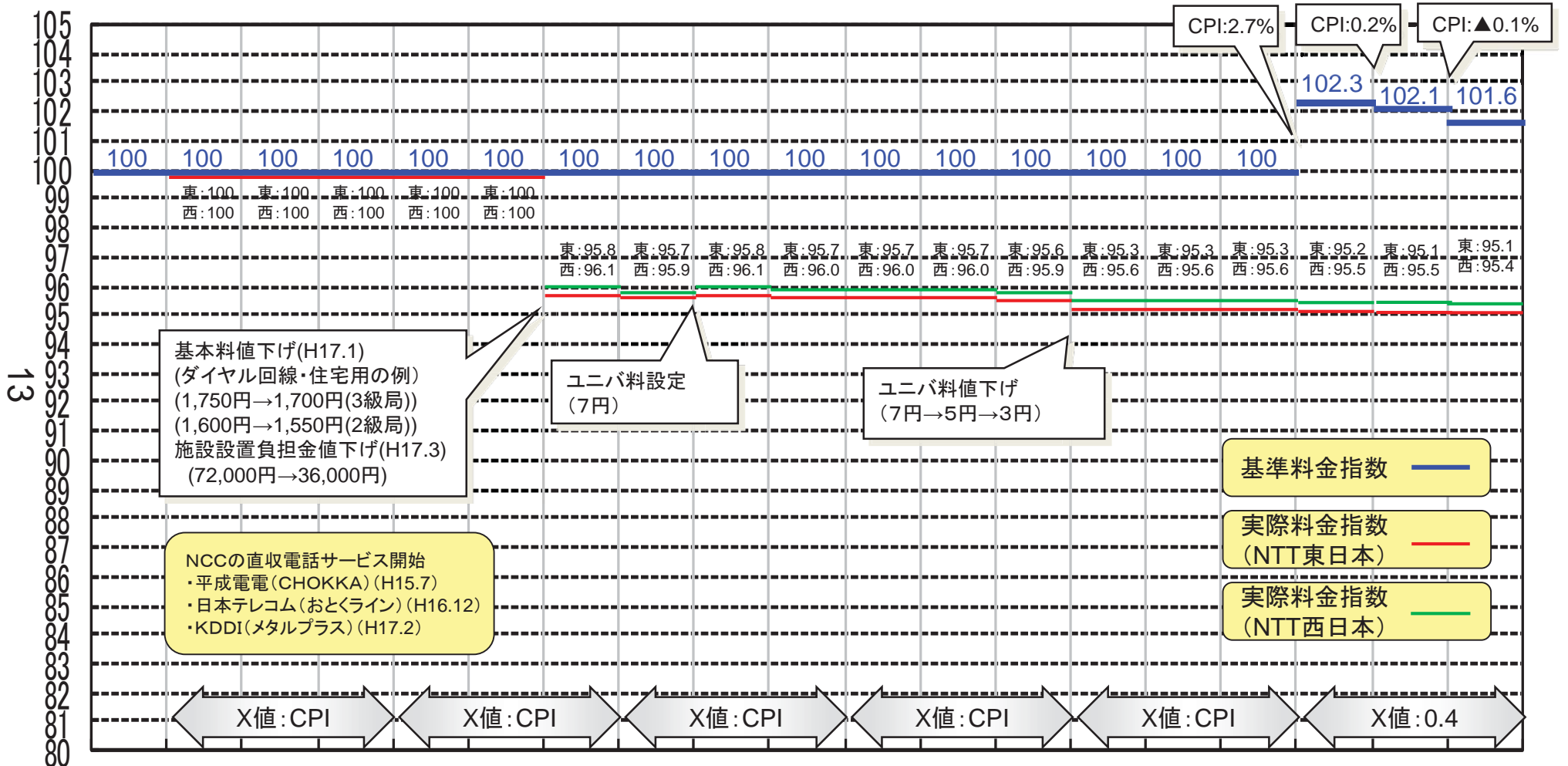
※ X値…生産性向上見込率

※ CPI…消費者物価指数変動率

※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。

基準料金指数と実際料金指数の推移 ② (加入者回線サブバスケット)

※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



H12.4 H12.10 H13.10 H14.10 H15.10 H16.10 H17.10 H18.10 H19.10 H20.10 H21.10 H22.10 H23.10 H24.10 H25.10 H26.10 H27.10 H28.10 H29.10 H30.10

※ X値…生産性向上見込率

※ 加入者回線部分は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料)を対象とする。

電気通信事業法における約款・料金規制の変遷

昭和60年4月 (1985) 通信自由化・新規競争事業者参入（電気通信事業法施行）
 ■電気通信サービスの契約約款・料金は事前認可制

契約約款

料金

認可制

認可制

平成7年10月 (1995) 契約約款と料金の認可の分離
 ■利用者利益に及ぼす影響が比較的少ない料金は事前届出
 ■標準契約約款に合致する契約約款は「みなし認可」

一部届出制

※平成8年12月 (1996) 移動体通信料金を届出制に移行

平成10年11月 (1996) 第一種電気通信事業者の料金を原則届出化
 ■特定電気通信役務に係る料金にプライスカップ制を導入（実施は平成12年から）

届出制

平成12年10月 (2000) プライスカップ規制運用開始
 ■平成10年の事業法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用サービス等の料金について、プライスカップ規制の適用を開始

平成13年11月 (2001) 第一種電気通信事業者の契約約款を原則届出化
 ■第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の契約約款は認可
 ■卸電気通信役務制度の整備（契約約款・料金は事前届出）

届出制

平成16年4月 (2004) 契約約款・料金の事前規制を原則撤廃
 【特定の役務は事前規制】

原則、事前規制撤廃

- 基礎的電気通信役務：契約約款を作成し総務大臣に届出
- 指定電気通信役務：保障契約約款を作成し総務大臣に届出
- 特定電気通信役務：プライスカップ規制の対象

電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- ただし、極めて公共性の高い分野等については、一定の規制。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すことができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）
光IP電話（加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金額が一定の条件のもの）

具体的な規制内容

契約約款を作成し、
総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者（NTT東日本・西日本）が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

保障契約約款を作成し、
総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話

プライスキャップ規制の
対象

2. 「上限価格方式の運用に関する研究会」 報告書 概要

上限価格方式の運用に関する研究会について

【開催目的】

NTT東日本・西日本の加入電話等に係る料金について、平成12年(2000)10月1日以降、上限価格(プライスキャップ)方式が運用されている。

上限価格を示す基準料金指数の設定に当たっては、3年ごとに合理的な将来原価の予測に基づく生産性向上見込率(X値)を算定することとされているが、2015年に算定された現行のX値を用いた基準料金指数の適用が2018年9月末までとなっていることから、同年10月1日以降に適用される基準料金指数の設定に必要なX値を新たに算定するために本研究会(主催:電気通信事業部長)を開催。

【検討内容】

- (1) 生産性向上見込率(X値)の算定方式について
- (2) 加入電話等プライスキャップ規制対象サービスの収入・費用予測
- (3) NTT東日本・西日本の経営効率分析(計測方法の検討及び実測)
- (4) (1)から(3)までを踏まえたX値算定の考え方

【構成員】(敬称略、◎座長)

伊藤 成康(武蔵大学経済学部教授)

関口 博正(神奈川大学経営学部教授)

◎ 辻 正次(神戸国際大学経済学部教授)

山内 弘隆(一橋大学大学院商学研究科教授)

※ オブザーバー NTT東日本・西日本

【開催状況】

第1回(12/13):プライスキャップ制度の運用状況、検討項目について

第2回(1/24):NTT東日本・西日本の収入・費用予測について

第3回(2/16):NTT東日本・西日本の経営効率分析について

第4回(3/9):報告書取りまとめ

NTT東日本・西日本の収支予測①

【収入予測】

固定電話の回線数について2つのパターンで予測した上で、回線使用料収入や県内通信料収入の種別毎に回線数等に単金を乗じる方法により、収入予測を算定

回線数の予測

パターンA	光IP電話・携帯電話・アプリケーションサービス等への移行影響が今後縮小していくことを想定し、2011年度から2017年度までの7年間の四半期データから単回帰式（ゴンペルツ）により今後のトレンドを予測。 (東 ▲5.0%、西 ▲5.8%)
パターンB	光IP電話・携帯電話に加えて、アプリケーションサービス等への移行影響が今後拡大していくことを想定し、2004年度から2017年度までの14年間の四半期データから単回帰式（ゴンペルツ）により今後のトレンドを予測。(東 ▲7.7%、西 ▲8.0%)

収入予測結果
＜対前年度変化率＞
(2016-2020年度平均)

		音声伝送バスケット	加入者回線サブバスケット
パターンA	NTT東	▲ 6.1%	▲ 5.6%
	NTT西	▲ 6.6%	▲ 6.2%
パターンB	NTT東	▲ 8.3%	▲ 7.8%
	NTT西	▲ 8.4%	▲ 8.0%

18

【費用予測】

2018年度の実績に対して、①効率化施策(人員減による人件費等の削減等)を織り込んだ費用項目別の伸率、特定電気通信役務の役務費用構成比の変化率を乗じる方法により、費用予測を算定。

算定した費用予測から、②さらなる削減可能額(回線数減少に見合った費用削減)を織り込んだ費用予測、経営効率性分析(③DEA分析、④SFA分析)により試算された非効率性を解消した場合の費用予測も算定。

費用予測結果
＜対前年度変化率＞
(2016-2020年度平均)

		音声伝送バスケット	加入者回線サブバスケット
パターンA	NTT東	▲ 5.6%	▲ 5.0%
	NTT西	▲ 6.3%	▲ 5.6%
パターンB	NTT東	▲ 7.6%	▲ 7.7%
	NTT西	▲ 7.0%	▲ 7.1%

①NTT東日本・西日本の費用予測(効率化施策織り込み後) パターンA:4,898億円、パターンB:4,557億円
(効率化施策による費用削減額(2020) パターンA:587億円、パターンB:540億円)

NTT東日本・西日本の収支予測②

②更なる削減可能額(回線数減少に見合った費用削減)を織り込んだ費用予測

- ・ NTT東日本・西日本の効率化施策に、回線数減少に見合った費用削減の検証を踏まえた削減可能額を試算

試算結果： パターンA:263億円、パターンB:242億円

③DEA分析(包絡分析法)

- ・ 企業(NTT東日本・西日本)の各支店を仮想的に別会社と見なして支店別のデータにより分析。
- ・ 最も効率的な支店からどの程度各支店の効率値が乖離しているかを計測して、非効率性を推定する方法

試算結果： 非効率性 7.9%(約302.6億円)
【前回 非効率性 6.0% (約332.8億円)】

④SFA分析(確率論的フロンティア分析)

- ・ 企業(NTT東日本・西日本)の経営効率化の生産関数を設定。
- ・ その関数(確率的生产フロンティア)からどの程度各支店の効率値が乖離しているかを計測して、非効率性を推定する方法

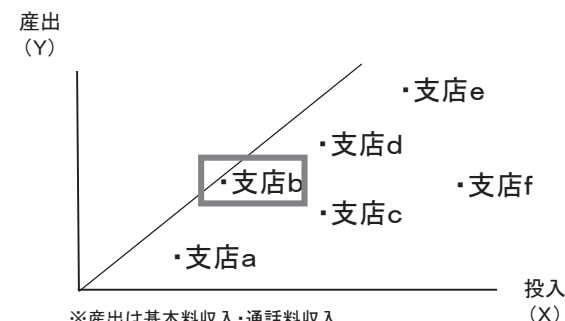
試算結果： 非効率性 3.3%(約206.7億円)
【前回 非効率性 5.1% (約391.3億円)】

⑤TFP(全要素生産性)変化率(※参考値)

- ・ 全要素生産性とは、労働や資本を含む全ての要素を投入量として産出量との比率を示すもの。
 - ・ 全要素生産性変化率とは、技術の進歩や生産の効率性など労働や資本の量的変化では説明できない部分の寄与度を示すもの。
- ※ 全要素生産性変化率の算出方法が統計的に確立していないといったことを背景として、参考値として取り扱い。

試算結果： 2014~2016 東日本1.5%、西日本1.4%
【前回 2010~2013 東日本▲0.9%、西日本0.3%】

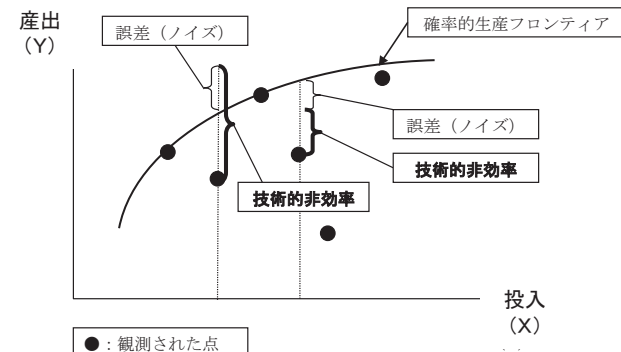
③DEA分析(包絡分析法)



※産出は基本料収入・通話料収入
※投入は人件費、償却費等、物件費

支店b以外の全ての支店は非効率性があり、効率性を改善する余地があることを示している。

④SFA分析(確率論的フロンティア分析)



※産出は基本料収入・通話料収入
※投入は労働(人員数)、償却費等、物件費、加入者密度、ケーブル密度

× 値算定に必要なデータの予測

【適正報酬額・利益対応税】

平成28年度の特定電気通信役務の正味固定資産に対する正味固定資産項目別単価の変動や回線数の変化を織り込んで算定。

適正報酬額 = レートベース × 報酬率 （※ レートベース = 正味固定資産 + 貯蔵品 + 投資等 + 運転資本）

① レートベース(平成29年度(2017)～平成32年度(2020)のレートベースを試算)

平成28年度(2016)の特定電気通信役務の正味固定資産に対して、平成29年度(2017)～平成32年度(2020)の正味固定資産項目別単価の変動や回線数の変化を織り込んで予測。更に、平成28年度(2016)の正味固定資産に対する貯蔵品・投資等の比率を乗じて、平成29年度(2017)～平成32年度(2020)の貯蔵品・投資等を予測。

② 報酬率

報酬率 = 【1】他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利率 + 【2】自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 国債利回り

※ 報酬率は、上限値である【1】+【2】と、下限値である【1】の間で、利用者利益と事業者利益のバランスを勘案して設定することとし、上限値・下限値の間の中間値を採用。

	NTT東日本	NTT西日本
上限値	5.73%	4.33%
中間値	2.94%	2.34%
下限値	0.16%	0.35%

20

利益対応税 上述の報酬率の計算式中【2】部分に利益対応税率を乗じて算出。

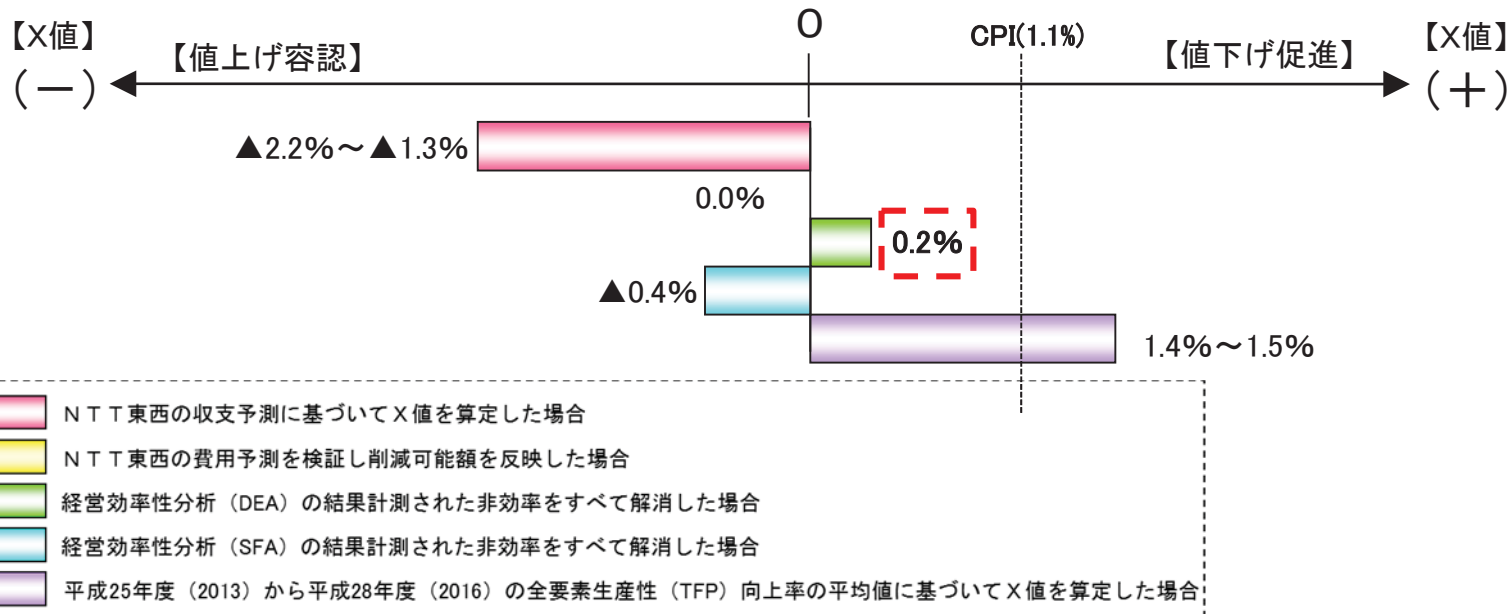
【消費者物価指数変動率】 政府機関等が公表している消費者物価指数変動率の実績値・予測値から推計。

平成29年実績、平成30年度予測値、平成31年度予測値の平均 $(0.5+1.2+1.5) \div 3 \rightarrow$ 1.1

機関名	タイトル(日付)	平成29年(実績) (2017年)	平成30年度(予測) (2018年度)	平成31年度(予測) (2019年度)
総務省統計局	消費者物価指数(2018.1.26公表)	0.5		
政府	平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(2017.12.19公表)	—	1.1	
日本銀行	経済・物価情勢の展望(2017.10.31公表)	—	1.1～1.6 ----- (中央値) 1.4	1.5～2.0 (消費税なし) ----- (中央値) 1.8
(公社)日本経済研究センター	第173回短期経済予測(2018.2.22公表)	—	1.0	1.2 (消費税なし)

X値の算定結果

- ① 収入予測、費用予測については、過去3年の回線数の減少の傾向が縮小傾向に近似しているためパターンAを採用
- ② X値については、これまでの研究会で採用してきた、より安定的な結果を示していると考えられるDEA分析の結果を踏まえたX値(0.2%)を採用
- ③ 加入者回線サブバスケットの収入・費用が音声伝送バスケットに占める割合が年々高くなっており、両バスケット間は同一視できる水準になっていることから、加入者回線サブバスケットのX値も音声伝送バスケットのX値を準用。



21

(参考) 基準料金指数の推移

※基準料金指数 = 前期の基準料金指数 × (1 + CPI - X値 + 外生的要因)

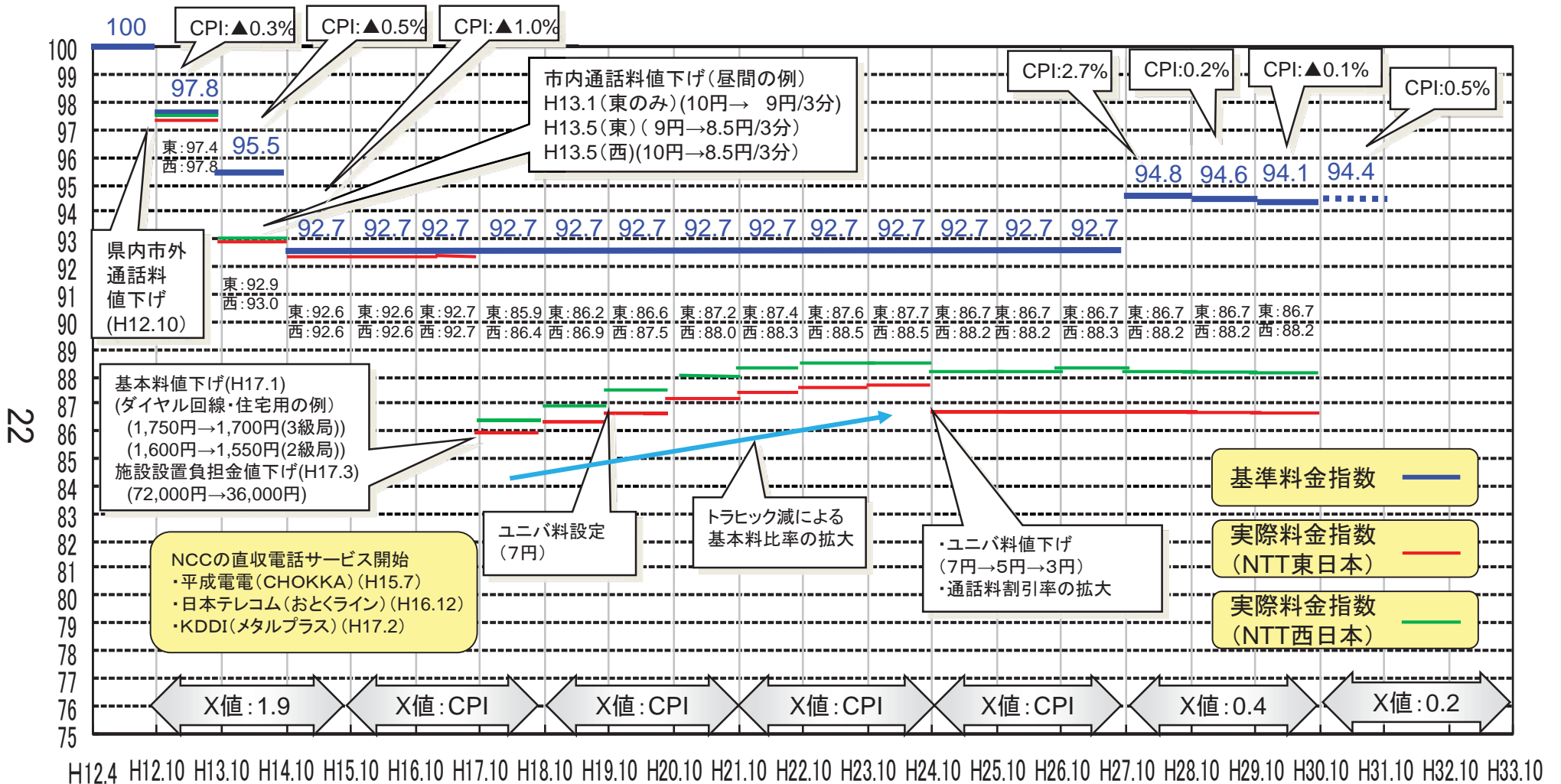
※外生的要因: 消費税率や法人税率の変更等事業者の管理を超えたところで発生するコストの変化

【音声伝送バスケット】	現行	2018.10-	2019.10-	2020.10-
DEA分析 X値=0.2	94.1	94.4	95.3	96.5
【加入者回線サブバスケット】	現行	2018.10-	2019.10-	2020.10-
DEA分析 X値=0.2	101.6	101.9	102.9	104.2

※ CPIは 2018.10~: 0.5% (2017年実績)、2019.10~: 1.2% (予測値)、2020.10~: 1.5% (予測値)により算定

基準料金指数と実際料金指数の推移 ① (音声伝送バスケット)

※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



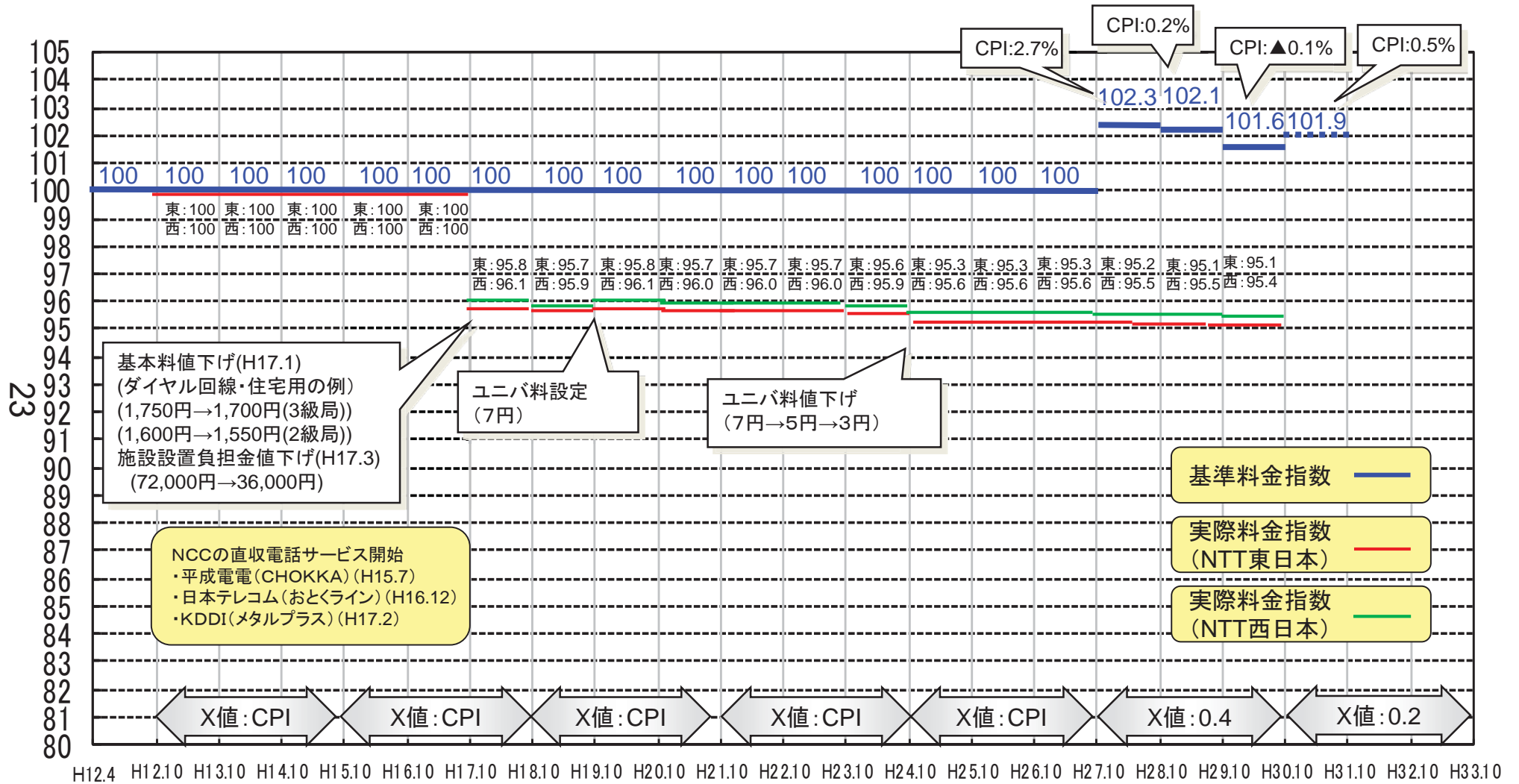
※ X値…生産性向上見込率

※ CPI…消費者物価指数変動率

※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。

基準料金指数と実際料金指数の推移 ② (加入者回線サブバスケット)

※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



※ X値…生産性向上見込率

※ 加入者回線部分は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料)を対象とする。

今後の検討課題等について

【費用削減の推進】

- プライスキャップ制度は、NTT東日本・西日本に対する経営効率化インセンティブを付与しつつ、料金の低廉化を目的とするものである。
- インセンティブ規制というプライスキャップ規制の制度趣旨からすると、NTT東日本・西日本は、費用予測において予測した経営効率化施策の水準以上の費用削減が達成された場合、それにより生じた利潤を受けられることとなる。
- したがって、NTT東日本・西日本には、本研究会で示された経営効率化施策に限定することなく経営効率化の努力を行うとともに、今後の検証のため、経営効率化施策の効果について可能な限り把握することを期待したい。

【今後のX値算定の在り方】

- プライスキャップ制度の運用に当たっては、今後インフレ傾向が続く見通しであることやNTT東日本・西日本の支店統合による経営効率性分析の費用データのサンプル数が減少することなど、従前の運用の考え方に影響を与える変化が生じている。
- X値の算定に当たっては、比較的少数のサンプル数で非効率の計測が可能であり、学術的信頼性が高くこれまでの研究会の結果と比べて分析の結果が安定しているDEA分析を用いることを原則とする。
- SFA分析については、今後、必要な費用データのサンプル数の減少から統計的に有意な結果が得られなくなる可能性が比較的高い。そのため、同業他社のデータや過去のNTT東日本・西日本のデータを用いる等、SFA分析において有意な分析結果を得られるようサンプル数の確保が求められる。
- 他の経営効率性分析の手法を引き続き調査するとともに、有意な経営効率性分析の結果が得られる手法があった場合には、その結果の妥当性、その位置付け等について検証を行うことが必要である。

【今後のX値の検証の方向性】

- 平成27年（2015）11月、NTT東日本・西日本は平成37年度（2025）を目途にPSTNをIP網に移行する構想を発表し、現在、移行に向けた取組を進めているところである。
- IP網へのマイグレーションに伴って制度の見直し等が行われた場合、その見直し後の制度や市場構造の変化等を踏まえたX値の検証の方向性について検討が必要である。